

ステート・ストリート信託で不当配転・解雇 無効訴え東京地裁へ提訴

ステート・ストリート信託銀行の杉山さんは昨年1月、突然、あなたの仕事はなくなった、退職してほしいといわれ、私物をまとめる時間も与えられず、職場から追い出され、出社停止とされました。今、正社員の解雇自由の制度改悪が論議されているとき、会社の横暴を何としても阻止したいと決意しています。支援をよろしくお延がいします。

退職の意思はない、仕事はあるはずだと交渉を続けたところ、東京本社や横浜営業所に仕事があるにもかかわらず、福岡の営業所への配転命令が昨年7月に出されました。配転に異議を留めて赴任しましたが、福岡では杉山さんだけ毎日、上司との面談、業務日報の提出を命ぜられました。10月には、「業務改善の指導を続けてきたが、会社の求める水準に達していない。2週間以内に改善がなければ、退職を含む人事上の対応をせざるを得ない」と会社から通知されました。このような中で体調を壊した杉山さんは、うつ病となり休職し、東京の実家に帰り療養していました。今年に入り、会社は指定医の診断を求め、その診断結果や産業医の意見により就労可能と判断できるので、3月22日から福岡へ出社するよう命じてきました。引き続き自宅療養が必要との主治医の診断書を出し、杉山さんは出社命令に応じませんでした。これに対し会社は、このような状況では「雇用関係を継続するだけの信頼関係がなくなった」と、5月5日付け普通解雇を通知してきました。

退職勧奨を断ったことに対し、あくまでも退職させようとする会社の不当な仕打ちに対し、杉山さんは4月1日、東京地裁へ配転無効で提訴。解雇についても5月8日、無効を訴え提訴しました。不当配転事件の第1回口頭弁論は、次の通り開かれます。多くのみなさんの傍聴をお願いします。杉山さんは解雇と配転訴訟の合同審査を裁判所に要請しています。

ステート・ストリート信託銀行とは……米国・ボストンに本社を置く機関投資家へのサービスを重点にした大手金融機関ステート・ストリートの日本における信託銀行

5月28日(水)11時30分～
不当配転事件第1回口頭弁論
東京地裁 606号法廷
(地下鉄丸ノ内線／千代田線・霞ヶ関駅A1又は有楽町線・桜田門駅5出口)

金融労連 全国金融産業労働組合（金融ユニオン）
東京都千代田区平河町1-9-9 レフラスック平河町ビル4階 TEL 03-3239-1443